



2024年8月15日

各位

会社名 株式会社D T S  
代表者名 代表取締役社長 北村 友朗  
(コード番号 9682 東証プライム)  
問合せ先 取締役常務執行役員 浅見 伊佐夫  
電 話 03 - 3948 - 5488

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2024年8月15日付で関東財務局に提出しました第52期（2024年3月期）の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の特定の海外子会社において、取引先に対し不適切な支払いがなされ、それらが現地の汚職防止法等の法令違反となる可能性が認識されたため、2024年5月24日に特別調査委員会を設置し、調査を行なってまいりました。

当社は、特別調査委員会から2024年8月2日に調査報告書を受領し、当該海外子会社において案件を受注する等の目的から、特定事業の複数顧客の要職者等に対し不適切な支払いが長期間にわたり継続して行われていたこと、また、これらは当社が当該海外子会社を買収する以前から経営陣による承認の下、組織的に行われていたことが報告されております。さらにこれら不適切な支払いは、現地の汚職防止法違反その他各種法令の法令違反や顧客との契約違反を構成する可能性がある旨の指摘を受けております。

なお、当社は、2024年3月期の有価証券報告書について、当初の提出期限である2024年7月1日に提出できず、提出期限の延長申請の承認を得た上で、2024年8月15日に提出しています。

当社は、上記不適切な支払い及び実態のない費用計上が組織的かつ長期的に行われていた原因として、当該子会社における歴代経営トップのコンプライアンス意識の問題（子会社における全社的な内部統制：統制環境）とこれら経営トップを監督する取締役会や内部監査といったガバナンスが機能していなかったこと、当該子会社にはコンプライアンスを所管する部署がなく、贈賄リスクへの対応や社員への教育が不十分であった点を認識しております（子会社における全社的な内部統制：統制活動）。

また、上記不備をこれまで検出できなかった親会社としての当社側の原因として、グローバル

戦略を推進する知見や体制が不十分であったことにより、当該子会社に対する出資前及び出資後における贈賄リスク評価とその対応が十分ではなかったこと（当社全社的な内部統制：リスク評価と対応）、当該子会社の非常勤取締役が贈賄に関する情報を得ていたにもかかわらず、その情報が当社に適切に伝達されなかったことからリスク是正に向けた対応が適時に行えなかった点を認識しております（当社の全社的な内部統制：情報と伝達）。

さらに、2024年3月期有価証券報告書の提出が遅れた原因として、当該子会社における非常勤取締役が本件調査の初期段階で、これら不適切な支払いが汚職防止法等の法令違反となる可能性についての情報を得ていたが、贈賄リスクへの感度が低かったことからその情報を適時に当社側に伝達していなかった点を認識しております。（当社の全社的な内部統制：情報と伝達）

当社は、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

## 2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

## 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

（当社における再発防止策）

- （1） グローバル戦略の明確化
- （2） グローバルなコンプライアンスリスク対応の強化
  - ① 贈賄リスクに対する感度の引き上げ
  - ② 海外グループの管理業務の評価と再定義
  - ③ 管理体制の強化
- （3） 監査室の体制・監査項目等の見直し
  - ① 監査体制の強化
  - ② 海外グループにおける外部監査機関を活用した監査の実施
- （4） 有事対応における多角的な検討と情報共有の改善
  - ① 緊急時連絡体制の強化
  - ② コンプライアンス教育の強化、徹底

（当該海外子会社における再発防止策）

- （1） ガバナンス体制強化
  - ① 経営体制の刷新
  - ② 監査委員会体制の再構築
  - ③ 監査委員会による監査範囲の見直し
  - ④ 内部監査によるモニタリングの改善

- (2) コンプライアンス体制強化
  - ① 経営トップからのコンプライアンス最優先のメッセージ発信
  - ② コンプライアンス体制の構築
  - ③ 社内規程類の見直しと教育・研修の実施
- (3) グローバル・ホットラインの改善
- (4) 調達プロセス等の内部統制の改善

#### 4. 連結財務諸表等及び財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、重要性が乏しいものを除き全て財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

#### 5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上